

市川市告示第12号

平成27年市川市告示第8号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成29年10月1日から施行する。

平成29年 2月 7日

市川市長 大久保 博

- 二 「平成32年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。
- 三 新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次に掲げる用途及び規模に係るもの（法第18条及び第85条の適用を受けるもの、法第26条第3号に規定する畜舎その他の政令で定める用途に供するもの、法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものを除く。）に改める。
- 三1 「自己の居住の用に供するものを除く。」を「分譲住宅に限る。」に改める。
- 三2 1の用途以外の用途に供する建築物で次のいずれかに該当する規模のもの
- (1) 地階を除く階数が3以上のもの
  - (2) 床面積の合計が500㎡を超えるもの
- に改める。

- 三三 「共同住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で地階を除く階数が3以上のもの」を削除
- 三四 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等又は介護老人保健施設でその用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡を超えるもの」を削除
- 三五 「地階を除く階数が3以上の建築物で3階以上の階において次のいずれかの用途に供する部分を有するもの ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は集会場 イ 病院及び診療所 ウ ホテル、旅館又は下宿 エ 店舗又は飲食店」を削除
- 六 「平成27年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成29年10月1日から平成34年3月31日まで」に改める。
- 七 「平成32年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。